

佐賀市地域防災計画（第1編 総則）の修正に係る新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考																
	※目次は省略	※目次は省略																	
5	第Ⅰ章 総 則 （略） 第Ⅰ節～第Ⅳ節 （略） 第Ⅴ節 計画の推進 Ⅰ 計画の主な推移 （Ⅰ）～（Ⅻ） （略） （Ⅼ）令和Ⅵ年度においては、国の防災基本計画（令和Ⅴ年Ⅴ月）を踏まえた修正を、令和Ⅵ年Ⅺ月に行った。 （Ⅽ）令和Ⅶ年度においては、国の防災基本計画（令和Ⅵ年Ⅵ月）を踏まえた修正を、令和Ⅶ年Ⅵ月に行った。 （新設）	第Ⅰ章 総 則 （略） 第Ⅰ節～第Ⅳ節 （略） 第Ⅴ節 計画の推進 Ⅰ 計画の主な推移 （Ⅰ）～（Ⅻ） （略） （Ⅼ）令和Ⅵ年度においては、国の防災基本計画（令和Ⅴ年Ⅴ月）を踏まえた修正を、令和Ⅵ年Ⅺ月に行った。 （Ⅽ）令和Ⅶ年度においては、国の防災基本計画（令和Ⅵ年Ⅵ月）を踏まえた修正を、令和Ⅶ年Ⅵ月に行った。 <u>（Ⅾ）令和Ⅷ年度においては、国の防災基本計画（令和Ⅶ年Ⅶ月）を踏まえた修正を、令和Ⅷ年Ⅶ月に行った。</u>	今回の改正内容の追加																
8	第Ⅱ章 防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱 第Ⅰ節 （略） 第Ⅱ節 処理すべき事務又は業務の大綱 Ⅰ 佐賀市 <table><tr><th>処理すべき事務又は業務</th></tr><tr><td>（Ⅰ）～（ⅱ） （略）</td></tr><tr><td>（新設）</td></tr><tr><td>（ⅲ） ボランティア活動の環境整備、受け入れ窓口に関すること</td></tr><tr><td>（ⅳ） 他の市町との相互応援に関すること</td></tr><tr><td>（ⅴ） 災害時の文教対策に関すること</td></tr><tr><td>（ⅵ） 災害復旧・復興の実施に関すること</td></tr><tr><td>（ⅶ） その他市の所掌事務についての防災対策に関すること</td></tr></table> Ⅱ （略） Ⅲ 佐賀県	処理すべき事務又は業務	（Ⅰ）～（ⅱ） （略）	（新設）	（ⅲ） ボランティア活動の環境整備、受け入れ窓口に関すること	（ⅳ） 他の市町との相互応援に関すること	（ⅴ） 災害時の文教対策に関すること	（ⅵ） 災害復旧・復興の実施に関すること	（ⅶ） その他市の所掌事務についての防災対策に関すること	第Ⅱ章 防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱 第Ⅰ節 （略） 第Ⅱ節 処理すべき事務又は業務の大綱 Ⅰ 佐賀市 <table><tr><th>処理すべき事務又は業務</th></tr><tr><td>（Ⅰ）～（ⅱ） （略）</td></tr><tr><td><u>（ⅲ） 被災者の福祉的支援に関すること</u></td></tr><tr><td><u>（ⅳ）</u> ボランティア活動の環境整備、受け入れ窓口に関すること</td></tr><tr><td><u>（ⅴ）</u> 他の市町との相互応援に関すること</td></tr><tr><td><u>（ⅵ）</u> 災害時の文教対策に関すること</td></tr><tr><td><u>（ⅶ）</u> 災害復旧・復興の実施に関すること</td></tr><tr><td><u>（ⅷ）</u> その他市の所掌事務についての防災対策に関すること</td></tr></table> Ⅱ （略） Ⅲ 佐賀県	処理すべき事務又は業務	（Ⅰ）～（ⅱ） （略）	<u>（ⅲ） 被災者の福祉的支援に関すること</u>	<u>（ⅳ）</u> ボランティア活動の環境整備、受け入れ窓口に関すること	<u>（ⅴ）</u> 他の市町との相互応援に関すること	<u>（ⅵ）</u> 災害時の文教対策に関すること	<u>（ⅶ）</u> 災害復旧・復興の実施に関すること	<u>（ⅷ）</u> その他市の所掌事務についての防災対策に関すること	災害対策基本法等の改正に伴う追記
処理すべき事務又は業務																			
（Ⅰ）～（ⅱ） （略）																			
（新設）																			
（ⅲ） ボランティア活動の環境整備、受け入れ窓口に関すること																			
（ⅳ） 他の市町との相互応援に関すること																			
（ⅴ） 災害時の文教対策に関すること																			
（ⅵ） 災害復旧・復興の実施に関すること																			
（ⅶ） その他市の所掌事務についての防災対策に関すること																			
処理すべき事務又は業務																			
（Ⅰ）～（ⅱ） （略）																			
<u>（ⅲ） 被災者の福祉的支援に関すること</u>																			
<u>（ⅳ）</u> ボランティア活動の環境整備、受け入れ窓口に関すること																			
<u>（ⅴ）</u> 他の市町との相互応援に関すること																			
<u>（ⅵ）</u> 災害時の文教対策に関すること																			
<u>（ⅶ）</u> 災害復旧・復興の実施に関すること																			
<u>（ⅷ）</u> その他市の所掌事務についての防災対策に関すること																			
9	<table><tr><th>処理すべき事務又は業務</th></tr><tr><td>（Ⅰ）～（ⅱ） （略）</td></tr><tr><td>（新設）</td></tr><tr><td>（ⅲ） ボランティア活動の環境整備、受入窓口に関すること</td></tr><tr><td>（ⅳ） 自衛隊の災害派遣に関すること</td></tr></table>	処理すべき事務又は業務	（Ⅰ）～（ⅱ） （略）	（新設）	（ⅲ） ボランティア活動の環境整備、受入窓口に関すること	（ⅳ） 自衛隊の災害派遣に関すること	<table><tr><th>処理すべき事務又は業務</th></tr><tr><td>（Ⅰ）～（ⅱ） （略）</td></tr><tr><td><u>（ⅲ） 被災者の福祉的支援に関すること</u></td></tr><tr><td><u>（ⅳ）</u> ボランティア活動の環境整備、受入窓口に関すること</td></tr><tr><td><u>（ⅴ）</u> 自衛隊の災害派遣に関すること</td></tr></table>	処理すべき事務又は業務	（Ⅰ）～（ⅱ） （略）	<u>（ⅲ） 被災者の福祉的支援に関すること</u>	<u>（ⅳ）</u> ボランティア活動の環境整備、受入窓口に関すること	<u>（ⅴ）</u> 自衛隊の災害派遣に関すること	災害対策基本法等の改正に伴う追記						
処理すべき事務又は業務																			
（Ⅰ）～（ⅱ） （略）																			
（新設）																			
（ⅲ） ボランティア活動の環境整備、受入窓口に関すること																			
（ⅳ） 自衛隊の災害派遣に関すること																			
処理すべき事務又は業務																			
（Ⅰ）～（ⅱ） （略）																			
<u>（ⅲ） 被災者の福祉的支援に関すること</u>																			
<u>（ⅳ）</u> ボランティア活動の環境整備、受入窓口に関すること																			
<u>（ⅴ）</u> 自衛隊の災害派遣に関すること																			

佐賀市地域防災計画（第1編 総則）の修正に係る新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考																																																					
12	(19) 他の都道府県との相互応援に関すること (20) 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）に関すること (21) 災害時の文教対策に関すること (22) 災害復旧・復興の実施に関すること (23) その他県の所掌事務についての防災対策に関すること 4 (略) 5 指定地方行政機関 <table><tr><th>機関名</th><th>処理すべき事務又は業務</th></tr><tr><td>(1)～(9) (略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(10)九州地方整備局 (佐賀国道事務所、武雄河川事務所、筑後川河川事務所、唐津港湾事務所)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(11)～(17) (略)</td><td>(略)</td></tr></table> 6 (略) 7 指定公共機関 <table><tr><th>機関名</th><th>処理すべき事務又は業務</th></tr><tr><td>(1)西日本電信電話株式会社 (佐賀支店)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(2)～(14) (略)</td><td>(略)</td></tr></table> 8 指定地方公共機関 <table><tr><th>機関名</th><th>処理すべき事務又は業務</th></tr><tr><td>(1)～(3) (略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(4)<u>一般社団法人</u> <u>佐賀県バス・タクシー協会</u></td><td rowspan="3">(略)</td></tr><tr><td>(5)株式会社エフエム佐賀</td></tr><tr><td>(6)株式会社サガテレビ</td></tr><tr><td>(7)長崎放送株式会社 NBCラジオ佐賀局</td><td rowspan="3">(略)</td></tr><tr><td>(8)一般社団法人 佐賀県医師会</td></tr><tr><td>(9)公益社団法人 佐賀県栄養士会</td></tr></table>	機関名	処理すべき事務又は業務	(1)～(9) (略)	(略)	(10)九州地方整備局 (佐賀国道事務所、武雄河川事務所、筑後川河川事務所、唐津港湾事務所)	(略)	(11)～(17) (略)	(略)	機関名	処理すべき事務又は業務	(1)西日本電信電話株式会社 (佐賀支店)	(略)	(2)～(14) (略)	(略)	機関名	処理すべき事務又は業務	(1)～(3) (略)	(略)	(4) <u>一般社団法人</u> <u>佐賀県バス・タクシー協会</u>	(略)	(5)株式会社エフエム佐賀	(6)株式会社サガテレビ	(7)長崎放送株式会社 NBCラジオ佐賀局	(略)	(8)一般社団法人 佐賀県医師会	(9)公益社団法人 佐賀県栄養士会	(20) 他の都道府県との相互応援に関すること (21) 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）に関すること (22) 災害時の文教対策に関すること (23) 災害復旧・復興の実施に関すること (24) その他県の所掌事務についての防災対策に関すること 4 (略) 5 指定地方行政機関 <table><tr><th>機関名</th><th>処理すべき事務又は業務</th></tr><tr><td>(1)～(9) (略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(10)九州地方整備局 (佐賀国道事務所、<u>佐賀河川事務所</u>、武雄河川事務所、筑後川河川事務所、唐津港湾事務所)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(11)～(17) (略)</td><td>(略)</td></tr></table> 6 (略) 7 指定公共機関 <table><tr><th>機関名</th><th>処理すべき事務又は業務</th></tr><tr><td>(1)<u>NTT西日本</u>株式会社 (佐賀支店)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(2)～(14) (略)</td><td>(略)</td></tr></table> 8 指定地方公共機関 <table><tr><th>機関名</th><th>処理すべき事務又は業務</th></tr><tr><td>(1)～(3) (略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(4)<u>一般社団法人</u> <u>佐賀県バス協会</u></td><td rowspan="2">(略)</td></tr><tr><td>(5)<u>一般社団法人</u> <u>佐賀県タクシー協会</u></td></tr><tr><td>(6)株式会社エフエム佐賀</td><td rowspan="2">(略)</td></tr><tr><td>(7)株式会社サガテレビ</td></tr><tr><td>(8)長崎放送株式会社 NBCラジオ佐賀局</td><td rowspan="2">(略)</td></tr><tr><td>(9)一般社団法人 佐賀県医師会</td></tr></table>	機関名	処理すべき事務又は業務	(1)～(9) (略)	(略)	(10)九州地方整備局 (佐賀国道事務所、 <u>佐賀河川事務所</u> 、武雄河川事務所、筑後川河川事務所、唐津港湾事務所)	(略)	(11)～(17) (略)	(略)	機関名	処理すべき事務又は業務	(1) <u>NTT西日本</u> 株式会社 (佐賀支店)	(略)	(2)～(14) (略)	(略)	機関名	処理すべき事務又は業務	(1)～(3) (略)	(略)	(4) <u>一般社団法人</u> <u>佐賀県バス協会</u>	(略)	(5) <u>一般社団法人</u> <u>佐賀県タクシー協会</u>	(6)株式会社エフエム佐賀	(略)	(7)株式会社サガテレビ	(8)長崎放送株式会社 NBCラジオ佐賀局	(略)	(9)一般社団法人 佐賀県医師会	嘉瀬川の所管変更に伴う追記
機関名	処理すべき事務又は業務																																																							
(1)～(9) (略)	(略)																																																							
(10)九州地方整備局 (佐賀国道事務所、武雄河川事務所、筑後川河川事務所、唐津港湾事務所)	(略)																																																							
(11)～(17) (略)	(略)																																																							
機関名	処理すべき事務又は業務																																																							
(1)西日本電信電話株式会社 (佐賀支店)	(略)																																																							
(2)～(14) (略)	(略)																																																							
機関名	処理すべき事務又は業務																																																							
(1)～(3) (略)	(略)																																																							
(4) <u>一般社団法人</u> <u>佐賀県バス・タクシー協会</u>	(略)																																																							
(5)株式会社エフエム佐賀																																																								
(6)株式会社サガテレビ																																																								
(7)長崎放送株式会社 NBCラジオ佐賀局	(略)																																																							
(8)一般社団法人 佐賀県医師会																																																								
(9)公益社団法人 佐賀県栄養士会																																																								
機関名	処理すべき事務又は業務																																																							
(1)～(9) (略)	(略)																																																							
(10)九州地方整備局 (佐賀国道事務所、 <u>佐賀河川事務所</u> 、武雄河川事務所、筑後川河川事務所、唐津港湾事務所)	(略)																																																							
(11)～(17) (略)	(略)																																																							
機関名	処理すべき事務又は業務																																																							
(1) <u>NTT西日本</u> 株式会社 (佐賀支店)	(略)																																																							
(2)～(14) (略)	(略)																																																							
機関名	処理すべき事務又は業務																																																							
(1)～(3) (略)	(略)																																																							
(4) <u>一般社団法人</u> <u>佐賀県バス協会</u>	(略)																																																							
(5) <u>一般社団法人</u> <u>佐賀県タクシー協会</u>																																																								
(6)株式会社エフエム佐賀	(略)																																																							
(7)株式会社サガテレビ																																																								
(8)長崎放送株式会社 NBCラジオ佐賀局	(略)																																																							
(9)一般社団法人 佐賀県医師会																																																								
13			社名の変更による修正																																																					
14			協会の分離による修正																																																					
15																																																								

佐賀市地域防災計画（第1編 総則）の修正に係る新旧対照表

頁	修正前		修正後		備考
16	<u>(10)</u> 公益社団法人 佐賀県看護協会	(略)	<u>(10)</u> 公益社団法人 佐賀県栄養士会	(略)	組織の解 散に伴う 修正
	<u>(11)</u> 一般社団法人 佐賀県歯科医師会	(略)	<u>(11)</u> 公益社団法人 佐賀県看護協会	(略)	
	<u>(12)</u> 一般社団法人 佐賀県薬剤師会	(略)	<u>(12)</u> 一般社団法人 佐賀県歯科医師会	(略)	
	<u>(13)</u> 社会福祉法人 佐賀県社会福祉協議会	(略)	<u>(13)</u> 一般社団法人 佐賀県薬剤師会	(略)	
	<u>(14)</u> 一般社団法人 佐賀県建設業協会	(略)	<u>(14)</u> 社会福祉法人 佐賀県社会福祉協議会	(略)	
	<u>9</u> 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等		<u>9</u> 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等		
	機関名	処理すべき事務又は業務	機関名	処理すべき事務又は業務	
	(1)～(4) (略)	(略)	(1)～(4) (略)	(略)	
	(5) <u>佐賀市地域婦人連絡 協議会</u>	(略)			
	<u>(6)</u> 社会福祉法人 佐賀市社会福祉協議会	(略)	<u>(5)</u> 社会福祉法人 佐賀市社会福祉協議会	(略)	
<u>(7)</u> 佐賀市民生委員児童委員 協議会	(略)	<u>(6)</u> 佐賀市民生委員児童委員 協議会	(略)		
<u>(8)</u> 佐賀県老人福祉施設協議 会、佐賀県身体障害児者施 設協議会、佐賀県知的障害 者福祉協会、佐賀県保育会、 一般社団法人佐賀県私立幼 稚園連合会、佐賀県私立中 学高等学校協会	(略)	<u>(7)</u> 佐賀県老人福祉施設協議 会、佐賀県身体障害児者施 設協議会、佐賀県知的障害 者福祉協会、佐賀県保育会、 一般社団法人佐賀県私立幼 稚園連合会、佐賀県私立中 学高等学校協会	(略)		
<u>(9)</u> 特定非営利活動法人佐賀 県難病支援ネットワーク	(略)	<u>(8)</u> 特定非営利活動法人佐賀 県難病支援ネットワーク	(略)		
<u>(10)</u> 佐賀県防災士会	(略)	<u>(9)</u> 佐賀県防災士会	(略)		
<u>(11)</u> 佐賀市国際交流協会	(略)	<u>(10)</u> 佐賀市国際交流協会	(略)		
		<u>(11)</u> 水道事業者、水道用水供 給事業者、工業用水道事業 者	(略)		

佐賀市地域防災計画（第1編 総則）の修正に係る新旧対照表

頁	修正前		修正後		備考
17	(12)水道事業者、水道用水供給事業者、工業用水道事業者 (13)電気通信事業者（西日本電信電話株式会社（佐賀支店）、株式会社NTTドコモ（佐賀支店）、KDDI株式会社及びソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社を除く） (14)佐賀シティビジョン株式会社 (15)株式会社コミュニティジャーナル (16)都市ガス事業者、液化石油ガス（LPガス）事業者 (17)国立大学法人佐賀大学医学部附属病院 (18)社会福祉施設の管理者 (19)私立学校等の設置者等 (20)道路・下水道施設・河川・砂防施設等・治山施設等・港湾・漁港・農業用排水施設の各管理者、海岸管理者・施行者 (21)危険物施設等の管理者 (22)一般社団法人佐賀災害支援プラットフォーム (23)その他法令又はこの計画により防災に関する責務を有する者	(略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略)	(12)電気通信事業者（<u>NTT西日本</u>株式会社（佐賀支店）、株式会社NTTドコモ（佐賀支店）、KDDI株式会社及びソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社を除く） (13)佐賀シティビジョン株式会社 (14)株式会社コミュニティジャーナル (15)都市ガス事業者、液化石油ガス（LPガス）事業者 (16)国立大学法人佐賀大学医学部附属病院 (17)社会福祉施設の管理者 (18)私立学校等の設置者等 (19)道路・下水道施設・河川・砂防施設等・治山施設等・港湾・漁港・農業用排水施設の各管理者、海岸管理者・施行者 (20)危険物施設等の管理者 (21)一般社団法人佐賀災害支援プラットフォーム (22)その他法令又はこの計画により防災に関する責務を有する者	(略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略)	社名の変更による修正

佐賀市地域防災計画（第 1 編 総則）の修正に係る新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
19	第 3 章 佐賀市の概況 第 1 節 自然的環境 （略） 第 2 項 気候 佐賀市は、北部の脊振天山山系に面した地方と、南部の有明海に面した地方とで、地域的に異なった気象の変化が見られ、特に冬期、北部は日本海側の、また南部は太平洋側の気象特性が現れやすい。 最近 10 年間（2015～2024 年）でみると、佐賀市の平均気温は、年平均で 17.7℃、月別では 8 月が最も高く 29.0℃、1 月が最も低く 6.5℃、年平均湿度は 72.0%で、比較的しのぎやすい温暖な気候といえる。しかし、過去の記録では、年によって、夏の異常高温、冬の異常低温、多雨・少雨など厳しい気象が現れることもある。 最近 10 年間の平均降水量は、2149.2 mmで、近年は多雨と小雨の振幅が大きく、降水量の変動が激しい。月別の平均降水量は 6 月～7 月が 300 mm以上であり、特に 7 月は 400 mm以上と年間では最も多く、11 月～2 月は少なく 100 mm以下となっている。 山間部の富士、三瀬支所管内にあっては、370 m以上の高地にあるため、平野部に比べると気温は低く、夏場は冷涼な気候である。冬場は積雪も多く、年間数回の道路除雪作業が必要になるほどであるが、あまり長期にわたることはない。 （略）	第 3 章 佐賀市の概況 第 1 節 自然的環境 （略） 第 2 項 気候 佐賀市は、北部の脊振天山山系に面した地方と、南部の有明海に面した地方とで、地域的に異なった気象の変化が見られ、特に冬期、北部は日本海側の、また南部は太平洋側の気象特性が現れやすい。 最近 10 年間（<u>2016～2025</u> 年）でみると、佐賀市の平均気温は、年平均で <u>17.8</u>℃、月別では 8 月が最も高く <u>29.2</u>℃、1 月が最も低く <u>6.4</u>℃、年平均湿度は <u>71.0</u>%で、比較的しのぎやすい温暖な気候といえる。しかし、過去の記録では、年によって、夏の異常高温、冬の異常低温、多雨・少雨など厳しい気象が現れることもある。 最近 10 年間の平均降水量は、<u>2100.4</u> mmで、近年は多雨と小雨の振幅が大きく、降水量の変動が激しい。月別の平均降水量は 6 月～7 月が 300 mm以上であり、特に 7 月は <u>390</u> mm以上と年間では最も多く、11 月～2 月は少なく 100 mm以下となっている。 山間部の富士、三瀬支所管内にあっては、370 m以上の高地にあるため、平野部に比べると気温は低く、夏場は冷涼な気候である。冬場は積雪も多く、年間数回の道路除雪作業が必要になるほどであるが、あまり長期にわたることはない。 （略）	数値の修正